

個人都民税からの寄附金控除には確定申告が必要です

<概要>

東京都では、**所得税の控除対象寄附金のうち、条例で指定した寄附金（条例指定寄附金）**について、**個人都民税からの税額控除**を行っています。

平成23年中に支出した寄附金について、税額控除を受けるためには、**平成24年3月15日（木）までに所得税の確定申告を行うことが必要**です。

確定申告を行うことにより、[所得税の寄附金控除](#)と[個人都民税の寄附金税額控除](#)の両方を受けることができます。

<税額控除の対象となる条例指定寄附金>

次のうち、都内に主たる事務所・事業所を有する法人・団体に対するもので、平成23年1月1日以降に支出した寄附金が対象となります。

- ① 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして、財務大臣が指定したもの（例：国立大学法人）
- ② 特定公益増進法人（例：公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人）に対する寄附金 ※学校法人に対する寄附金は、入学の際の寄附金を除きます。
- ③ 国税庁長官の認定を受けたNPO法人（「認定NPO法人」）に対する寄附金

<税額控除を受けるための手続き>

平成24年3月15日（木）までに、所得税の確定申告を行うことが必要です。
確定申告時には次の点にご注意ください。

- ① 寄附先・寄附金額について、確定申告書の**所定欄に正しく記載**することが必要です。
確定申告書の**具体的な記載方法等**については、[こちら](#)をご覧ください。
- ② 寄附先・寄附金額を確認するため、確定申告書に**領収証書を添付**する必要があります。
- ③ 次に掲げる法人に寄附をした場合は、確定申告書に「**特定公益増進法人である証明書**」の写しを添付する必要があります。
 - ア 私立学校法第3条に規定する学校法人
 - イ 私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人
 - ウ 特定公益増進法人の認定を受けている旧民法34条の規定により設立された法人

<控除される税額>

個人都民税額から、「(寄附金額－2,000円)×4%」に相当する税額が控除されます。

※お住まいの区市町村でも控除対象寄附金として条例で指定している場合、個人住民税額全体から「(寄附金額－2,000円)×10%」に相当する税額が控除されます。